

National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS)
政策研究大学院大学
Professor IIO Jun
教授 飯尾 潤

審査委員会を代表し、以下のとおり博士論文審査に合格したことを報告します。

On behalf of the Doctoral Dissertation Review Committee, I would like to report the pass result of the Doctoral Dissertation Defense as follows.

プログラム名 Program	政策プロフェッショナルプログラム Policy Professionals Program	
学位申請者氏名 (ID) Ph.D. Candidate (ID)	前原 寛年 (DOC21041) MAEHARA Hirotoshi	
Dissertation Title 論文タイトル (タイトル和訳)	The Development of international discipline caused by the interaction of legalization. -A case study regarding SPS measures- 法化の相互作用による国際規律の発展 －衛生植物検疫措置を例にして－	
学位名 Degree Title	博士 (政策研究) Doctor of Policy Studies	
論文提出日/ Submission Date of the Draft Dissertation	2024年1月9日/ January 9, 2024	
論文発表・審査会開催日/ Date of the Defense and the Doctoral Dissertation Review Committee	2024年2月6日/ February 6, 2024	
論文最終版提出日/ Submission Date of the Final Dissertation	2024年2月19日/ February 19, 2024	
審査委員会/ Doctoral Dissertation Review Committee	主査 Main referee	飯尾 潤 IIO Jun
	審査委員 Referee	増山 幹高 MASUYAMA Mikitaka
	審査委員 Referee	内記 香子 名古屋大学大学院環境学研究科 NAIKI Yoshiko Nagoya University
	審査委員 (博士課程委員会) Referee (Doctoral Programs Committee)	岡本 亮介 OKAMOTO Ryosuke

1. 論文と審査結果の概要

本論文は、国際通商分野における「法化」という現象について、どのような場合に、国家は自らの規制権限を制限するのかという問題意識から、衛生植物検疫措置（SPS措置）を取り上げている。まず WTO の紛争解決処理や関係機関のガイドラインの影響を検討した後、それらの影響が他国にも広がっていく様子を検討し、さらにその際の各国の認識の変化を調べることで、規範の成立を議論した。そのうえで、任意のガイドラインや特定の紛争処理が、国際基準作成に影響を与えており、経済連携協定において法化を積極的に認め、各国が規制権限の制約を積極的に受け容れていることを確認した。結論として、紛争解決処理機関による解釈、国際基準及び SPS 委員会におけるガイドラインが、個別に法化の進展をもたらし、参照等によって相互に作用することで、各国の SPS 措置を実質的に規律してきたとしたうえで、その背景に、時間の経過につれて、国際基準などの既存の枠組を活用することによる便益が大きくなる収穫逓増があることを指摘し、経済連携協定における SPS 関係の規定は、各国が実質的に受け入れてきたこれらの運用上の規律を明文化したものであるとした。そして、政策的含意として、法的拘束力のない取り決めにも積極的に関与すべきこと、国際的な議論に積極的に参加して議長などの地位を得るように努力すべきこと、WTO の紛争解決における第三国参加が重要であることを指摘している。以上のように、この論文は、一般的な傾向は指摘されているものの、その実態についての解明が遅れている国際通商分野における法化現象に関する詳細な事例研究として意義深いものである。

2024年2月6日に開催された審査会では、当該分野における重要問題について、丁寧な事例研究により実態を明らかにした論文として優れているとの評価を得て、中央値が5となったため、その際に示されたいくつかの修正点の確認は主査に一任された。確認を一任された主査の承認をうけて、2024年2月19日に最終稿が提出されたので、審査委員会として、前原寛年氏に、博士（政策研究）の学位を授与すべきであると報告する。

1. 論文要旨

本論文は、国際通商分野において、主権の自由な行使を試行するはずの国家が、主権の一部である規制権限を、国際条約等にゆだねて、一定の制約を受け容れる（法化）傾向について、国内の人や動植物の生命・健康を守るための措置である衛生植物検疫措置（SPS 措置）に焦点をあてて、国家はどのような場合に自らの主権の一部をなす規制権限を制約する法化を受け入れるのかを明らかにしようとした論文である。具体的には、SPS 措置を規律する複数の国際規律に着目して、TPP 等の近年の経済連携協定において設けられている SPS 措置に制約を加える規定を各国が受け入れた要因について解明を試みている。

第 1 章では、国際レジームに関する先行研究、法化モデルに関する先行研究、WTO 体制下における規制権限と国際規律との関係に焦点をあてた先行研究について概観を行い、関係の国際交渉における各国（特に、米国、欧州及び日本）の発言等の検討を通じ、その当時における各国の意図を探ることで、なぜ、SPS 措置に関する分野において法化が進展してきたのかを解明することと課題とした。

第 2 章では、SPS 措置に関する領域において各国の規制権限に影響を与えた可能性がある各局面のうち、WTO の紛争解決処理が、他の紛争においても参照される中で実質的に当時国以外の国にも影響を与えてきたこと、任意のものとして策定される国際基準及び SPS 委員会のガイドラインも実質的に各国の SPS 措置に影響を与えてきたこと、経済連携協定も国際約束として各国を拘束することを示し、これらの各局面における法化の進展の有無について確認している。

第 3 章では、各国の認識がどのように変容したかを確認するため、過去に紛争解決の場で主要な争点となった事項を対象として、各国の紛争解決処理における主張を確認している。その結果、各国の主張内容の変容があり、とりわけ欧州と日本については、自らが実質的に敗北した紛争において提示された解釈を後の紛争で自らの主張を行う際に参照するなど、紛争解決処理によって提示された解釈を一定の規範として受容していることが明らかになった。

第4章では、任意のものとされる国際基準及びSPS委員会のガイドラインを対象として、WTO紛争解決処理機関で提示された解釈がこれらの策定活動に与えている影響の有無を確認している。国際基準設定機関のうちコーデックス委員会については、同委員会における各種計画の策定過程をみることで、EC・ホルモン事件で提示された解釈が国際基準の法的な位置づけを明確化した結果、その新たな位置づけを前提として各国が国際基準設定機関における活動に望むようになったことをわかった。また、SPS委員会におけるガイドラインの策定についても、紛争解決処理で提示された解釈を参照することで、その影響を受けていることが明らかになった。

第5章では、SPS措置に関する規定が置かれているTPP、日欧EPA及びUSMCAなどの経済連携協定では、国際基準等、SPS委員会のガイドラインを考慮する義務が複数の箇所に置かれており、経済連携協定に合意した国は国際基準等、SPS委員会による法化を肯定的にとらえ、経済連携協定においても積極的に取り込まれていることを確認した。

第6章では、これまでの議論を踏まえ、紛争解決処理機関による解釈、国際基準及びSPS委員会におけるガイドラインは個別に法化の進展をもたらしてきたこと、そして、それぞれが参照等を行い相互に作用することで、各国のSPS措置を実質的に規律してきたという点の指摘を行った。そして、その背景に、時間の経過につれて、国際基準などの既存の枠組を活用することによる便益が、他制度に転換するためのコストと比べ大きくなる収穫逡増があることを指摘し、経済連携協定におけるSPS章の規定は、各国が実質的に受け入れてきたこれらの運用上の規律を明文化したものであるという結論を導いた。

最後に、政策的含意として、①国際基準、ガイドラインといった法的拘束力のない取り決めであっても、これらの法的な位置づけが変化する可能性があることを踏まえれば、交渉のための体制の強化が必要であること、②交渉上、不利な立場に陥ることを回避するためにも国際的な議論に貢献し、国際機関の議長等の役割を積極的に果た

すべきであること、③自らの考えを紛争解決処理の場において明確に発信し、他国の SPS 措置に関する紛争解決処理への対応について情報を得るためにも、積極的に WTO 紛争解決処理における第三国参加することが重要であること、を指摘している。

2. 審査報告

2024 年 2 月 6 日に開催された論文発表会では、学位請求者による論文概要に関する発表がなされた後、それぞれの審査員からの質問があり、活発な質疑が展開された。

発表会に引き続いて、飯尾潤・教授（主査）、増山幹高・教授（副査）、内記香子・名古屋大学大学院環境学研究科教授（外部審査委員）、岡本亮介・准教授（博士課程員会委員長代理）の 4 名からなる審査委員会が開催された。

審査会では、一般にできあがった国際法の内容の変化から論じられることの多い国際関係における法化現象に関して、それが徐々に進展していく過程を検証していく手法が新鮮であるうえ、興味深い事実が発掘されている、あるいは法化の背景にある要因に関して、実務家ならではの洞察があるのが意義深いといった指摘がなされた。審査委員の投票の結果、評価の中央値が 5 であったため、審査委員会としては、必要な修正についての判断を主査に一任することとして、合格とすることを確認した。

修正すべき点として指摘されたのは次の諸点であった。

(1) 紛争処理と SPS 委員会のガイドラインを別のものとして説明する箇所などがあるが、紛争処理期間と SPS 委員会は、ともに WTO に属する機関なので、それに配慮した整理が望ましい。

(2) 欧州が、経済連携協定において、リスク分析に関する規定を置くことに消極的である点について、記述と追加した方がよい。

(3) ここで取り上げた SPS 措置以外の広い分野に対する示唆についても、いくらか述べた方がよい。

(4) 論文題名のうち本題が「国際規律の相互作用と法化」となっているが、むしろ法化の相互作用が問題となっている点などから、より内容に即した題名にすべきである

という指摘があった。この点に関しては、学位請求者と主査が検討した結果として、あらたに「法化の相互作用による国際規律の発展」という論文題名に変更することとした。

4. 修正確認および最終審査結果

博士論文審査会での指摘について委員会から一任を受けた主査が指導して、学位請求者が修正を行い、主査が修正稿において必要な修正が行われていることを確認したので、学位請求者は2024年2月19日に論文の最終稿を提出した。

本論文は、国際関係とりわけ国際通商分野における方かという現象に関して、その発展経路をSPS措置の分野において具体的に検討し、それに関わる要素を析出した点で、優れた事例研究として大きな意義を持つものである。この点から、論文審査委員会は、本論文が本学の博士論文にふさわしい優れた論文であると認め、前原寛年氏に、博士（政策研究）の学位が授与されるべきであると結論する。